

参議院農林水産委員会會議録第三十二号

昭和三十年七月二十二日(金曜日)午後
二時三十一分開会

委員の異動

本日委員野澤勝君辞任につきその補欠
として森崎隆君を議長において指名し
た。

出席者は左の通り。

委員長

江田 三郎君

理事

秋山俊一郎君

白波瀬米吉君

三浦 辰雄君

戸叶 武君

千田 正君

委員

青山 正一君

池田宇右衛門君

大矢半次郎君

重政 庸徳君

関根 久蔵君

田中 啓一君

飯島通次郎君

溝口 三郎君

亀田 得治君

清澤 俊英君

森崎 隆君

東 隆君

菊田 七平君

鈴木 強平君

政府委員

農林省農林
経済局長

大坪 藤市君

農林省畜
産局長 塩見友之助君

事務局側

常任委員
会専門員

説明員

農林省農林経済
局農業保険課長

橋 武夫君

本日の會議に付した案件

○農業災害補償法の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

○農糸価格安定法の一部を改正する法
律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(江田三郎君) ただいまから
農林水産委員会を開きます。

農業災害補償法の一部を改正する法
律案を議題にいたします。本法律案
につきましては、過般提案理由の説明
を聞いたのでありますが、本日はまず
法律案の内容、その他参考事項につい
て説明を聞き、直ちに質疑に入ること
にいたします。

○政府委員(大坪藤市君) 農業災害補
償法の一部を改正する法律案の内容に
つきまして御説明申し上げたいと思
います。本法律案の内容は、主な点は二
つの事項からなっております。第一は、
農業共済組合の総代会が
總會にかわりまして議決することがで
きます事項の範圍を拡張すること
であります。第二は、家畜共済に關し
ます改正の点であります。

第一の点であります。現在農業
共済組合につきましては、農業共済制

度の協議会がありまして、いろいろと
論議をされておるのでありますが、ま
ず組合の地区が非常に狭小と申しま
す。区域が狭くて、組合が非常に
弱体である。従って、組合を維持す
るための経費の賦課といふものがな
かそれだけの経費ではまかなって行
けない、こういう点が農業共済組合の
問題の点の一つであるのであります。
この協議会におきまして、この点に
かんがみまして、昨年の暮れに農業共
済組合は合併後の市町村の区域を大
体の標準といたしまして、知事がこれ
を決定するようにという中間答申を
いたしておるのであります。従いまし
てこの中間答申の線を実施いたします
ことが現在の農業共済組合を強化す
る上からぜひ必要であるということに
いたしまして、本年の三月各府県知事
に合併後の市町村を目途としてすみや
かに合併するようにという通達を發し
まして、目下各府県で合併計画が進行
中であるのであります。ところが合併
後の市町村を土台として合併いたしま
した場合には、相当たくさん、場合
によりましては数千の組合員を擁する
ということになるのであります。そ
うなりました場合に、總會を開いてお
るといふことが、場所から考えても数
千人の組合員を一カ所に集めて總會
を開くというところが實際上不可能に
なるわけでございます。従いまして合
併はしたいが合併をしてしまつたら、
總代会の議決事項の範圍が非常に限
定されておきますので、この規定を改

正をして總代会が事實上總會にかわり
得るといふ規定の改正がなければ、町
村といたしまして合併を進行するわけ
にいかぬということが各府県からの要
望であるのでございます。従いまして
そういうような事情からいたしまして
て、解散を除きまして、あるいは總代
の選舉といふものを除きまして、ほか
の一切の定款の変更あるいは事業報
告、収支決算、そういうものの承認は
總代会において總會にかわつて行い得
ますように改正をいたしたい、こう
いうことが第一点であるのでございま
す。

第二点は、家畜共済に関する問題で
あります。御承知のように現在家畜
共済は死亡廃用共済、疾病傷害共済と
生産共済の三本立になっておるのであ
ります。しかしながら二十八年度の十
月から家畜共済の臨時特例に関する法
律を制定いたしまして、試験的に疾病傷
害と死亡廃用を一緒にいたしました死
産病傷共済を実施することに相なつた
のであります。現在試験的にやってお
りますのは約百万頭の牛馬を試験の対
象にして実施をせられておるのであり
ます。この法律は二十年間の期限立法
であります。本年の十月一日をもつ
て失効するといふことに相なつておる
のであります。実験の大体の目的は
死亡廃用と疾病傷害と一緒にいたしま
した死産病傷共済を実施するといふこ
とは、できるだけ家畜の早期予防ある
いは早期診療行為を行つて死亡廃用に
至る事故を少くする、こういう目的の

ために死産病傷共済という、二本立の
ものを一本立にして実験いたしてお
たのであります。実験の結果、大体法
律制定の当初考えられたように、非常
に早期診療が徹底いたしました結果、
実験しました組合員におきましては、
死亡廃用の事故が非常に少なくなつて
おるのであります。従いまして今回時
限立法であります死産病傷共済の特
例法を廃止いたしまして、本法の中に
これを取り入れるということが目的で
あります。もちろん実験の途上
におきまして、今までの臨時特例によ
ります死産病傷共済は、病傷に見合
う分の全額を対象といたしております
のと、その一部を保険の対象といた
しておるものと、第一種、第二種の二
つの種類に分けておつたのであります
が、実験の結果、組合員と共済組合と
の關係におきましては、一種、二種の
區別を廃止する。そして全部診療行為
に伴うものは薬価の部分も人件費相当
の部分も全部を保険の対象にする。た
だ組合によりまして相当たくさん組合
が自分の組合の施設といたしまして
家畜診療所を設け、獣医師を置きま
して診療行為をやつておる組合が千八百
ほどありますので、組合と連合会との
關係におきましては甲と乙に分けま
して薬価の部分だけを保険にします分
と薬価のみならず技術料も二つとも保
険の対象の部分と分けまして二本立の制
度にする。しかし組合と組合員との關
係はどの組合も全部共済の対象にす
る、こういうふうに區別をいたしたの

であります。なぜそういうふうによりましたかという、一つは保険の対象を拡張することが目的であります。もう一つは家畜を疾病共済に入れます場合に、どの種類をとるかを組合と組合員が相談の上で定める、こういうことになっておるのであります。そういたしますと、獣医師等に差別待遇をするという事例が往々にしてありまして、その点が獣医師会等から差別待遇をなくするようにという強い要望があったのであります。日本獣医師会とその点につきましては再三にわたって協議をいたしまして、組合と組合員との関係におきましては全部を保険の対象にする、そうやって参りますと、農家が獣医師を選ぶか共済組合の診療所を選ぶかということが全く自由になつて参るのであります。ここにえこひいきと申しますか、そういうような差別待遇が全然なくなるというシステムになるのであります。そういう意味合いにおきまして組合と組合員の関係は今までの二本立のものを一本立にいたしました。しかしながら組合と連合会との関係は、これは第二種と申しますか、甲類と乙類とこういうふうに分けるシステムを採用いたしましたのであります。大体簡単であります。御説明申し上げます。

○委員長(江田三郎君) 御質問がございましたら……。

○清沢俊英君 この前共済審議会を開きました場合に、被害調査を郡単別におろすということになっておりました。その点はどうなりましたか。

○政府委員(大坪藤市君) 従前は府県別調査でありましたが、本年から郡別調査を実施することといたしまして、

三千万円ほどの予算を計上いたしました。本年から郡別調査を実施するので、今実施細目を統計調査部におきまして検討いたしております。

○清沢俊英君 実際において郡というものはなくなつてゐる所が、それで郡といふ町村合併によつて。それで郡といふ考え方はある程度まで変えなければならぬが、その点はどうなんですか。

○政府委員(大坪藤市君) 郡という行政区域はもろん御承知のようになつておりますが、従前の郡の区域といふものを対象にいたしまして調査をする、こういうふうに考えます。来年からぜひ各市町村別の被害調査を実施したい、かように考えております。

○清沢俊英君 これは定員法に關係しますが、その際に、定員法等であつた方見てどうなんですか、これは完全に行けると思ひますか。

○政府委員(大坪藤市君) 本年度におきましては定員は増加しない、農地面積調査等の職員を振りかえて実施するということになっております。来年から市町村別調査になりますと、そういうような振りかえがきかないということになりますので、われわれといひましてはこれは人員の増加について要望をしなければならぬのじゃないか、かように考えております。

○清沢俊英君 それでは、今度町村の合併によつてこれはこの前の答申にもあるように、知事が大体区域を指定するその標準範囲はどれくらい、農家数、あるいは面積はどれくらいとか生産数量どれくらいとかという標準が与えられてゐるのですか、どうですか。

○政府委員(大坪藤市君) これは実はその基準と申しますと、具体的な基準はなかなか立てにくいのでございまして、なるべく合併後の市町村をその区域としてやつて参りたい。しかし地勢上でありまして、あるいは、非常に膨大なたとえば市を中心としたし、十幾つかの町村が合併してゐるような所もあるようございまして、そういうような非常に膨大な区域になりますという、これは合併後の市町村区域としてしなくては、なかなか困難ではないが、かように考えますので、その点は現地の地方長官において適當に考えてもらいたい、しかしあくまでも目標は一応の基準を合併後の市町村に置きたい、こういうことであります。

○清沢俊英君 それは確かにそういうあれがあるので、僕は聞くのだ、市町村単位といふだけ定められると非常にめんどうがある、ということ、かりに長岡市が一市十六町村を一掃にしたのです。その合併のまん中に約半道もある信濃川が流れてゐる。東と西とでは生産状況、水利組合、すべてのものがもう全く経済条件が違つてゐるのです。そういう場合に、一つにするということは無理だと思ふので、そういう方針なら別にあれはないと思ひけれども、さらに御検討を願つておきたいと思ひます。その趣旨は先ほど申し述べましたから重ねて申し述べませんが、その次には、総代でもつてやるというの、これは数がふえて総代といふこともけっこうですが、総代を出す、この単位数はどのくらいに見ておられますかということ、いま一つは、利害はおのおのの部落によつて相当分れると

思ふので、ただ数だけからはなかなか決定しかねる総代になるだろうと思ひますので、部落等を考慮する構想でも持つておられるかどうか。

○政府委員(大坪藤市君) 総代の数は法律では三十人以上といふふうに相なつております。ただこれは総代といふものが総会に代つて議決をする問題でありますから、総代の数が法律の規定通り三十人くらいは少くないかと。これは今後組合のきつ方によりましていろいろ検討して参らなければいかぬと思ひますが、総会に実質上かわるような総代の数を決定すべきであるか、かように考えております。

○清沢俊英君 三十人以上ということになると、場所によりましてはまだ非常におくれた地方がある。そうすると、非常に総代を少くすれば少数だけの意圖でもつて運営しようとする危険性がある、これは何名について一名の総代を定めるのか、あるいはその中の各部落代表等からは、その数によつてこういうふうに出すとかというふうなこまかい注意をする必要はございせんか。

○政府委員(大坪藤市君) これは目下検討中でございまして、法律は一応三十人以上となつておりますが、今後相当たくさん組合が合併をいたしますといふと、総代を利用することは非常に多くなつてゐると思ひますので、各組合で、たとえば千人から千五百人までは何名について総代を一人とかあるいは五百名から八百名までは何人について一人といふふうな割合をきめて通知をいたしたい、その数を今後検討いた

してあります。

○清沢俊英君 単位が違ふね、千人に一人という総代だったら五人か六人……。

○政府委員(大坪藤市君) 千人から千五百人までの組合については、何名につき一人の総代を選ぶ。もちろんこれは非常に二千名とか三千名とかいふことが予想されるわけでありまして、三千人の場合、たとえば五人に一人といふことになりまして、六百人の総代ができると、こういうふうなことになるので、組合員の数に比例いたしまして、これは増減があると思ひますから、その数で割合を検討しようといふことであります。

○清沢俊英君 部落の問題はどうですか。それは組合全体ですから、その総代は選挙でやるのですか、どつちでやるのですか。

○政府委員(大坪藤市君) 総代は総会において選挙するか、あるいは総会が開催困難の場合にはいわゆる公職選挙法に準じて、投票管理業者でありますとか投票に関する諸般の規定をきめて、これは定款の付則できめておりますが、そのどちらかでやるわけがあります。

○清沢俊英君 いずれ選挙になると思ひますが、その際非常に力の強い所があればそこだけ通つてしまふ、こういう問題が出ると思ふのです。これはどうかと言ひますと、今事例をあげるようなものがないから、非常に問題もないでしようけれども、災害の査定等において、もし部落的に公平でない総代が出ておりましたら、いづれも紛糾の種になると思ふのであります。従つてやはり部落からは相當の代表がおのおの

出れるような考え方を初めからしても
らうことが、私は正しい行き方ではない
かと思うのです、総会じゃないので
すから、全然ある小部落のごときは一
人も自分の総代を出すことができない
い。また部落の働きを持っておるの
が現実の農村ですから、その点を十分
考へてもらわないと、私は問題を残す
と思う。その点どうですか。

○委員長(江田三郎君) それから今の
清沢君の質問に関連して、今度の総代
の定数を三十人以上でなければならな
いという規定があるのが末端へ行くと
いうと三十人以上でなければならな
いということになっておるといって、三
十人あるいはそれに近い数でいいのだ
という印象を与えるおそれはないか。
今災害補償制度の問題がいろいろな面
で問題になっているのですが、一番の
問題は、この制度というものが農民全
体のものになっていない、農民全体と
しては一体どつちへころんでいいのか
何をしたいのか一向わからぬという
ことなので、従つてこれはややもする
といわゆるボクスの運営をされて、決
算委員会が指摘されるようなことが起
きてくる。そこで、どうしても根本問
題としてこの制度というものを農民全
体のものにして行かなければならぬの
ですが、そういうときにまあわれわれ
が実情を見てみると、三十人以上でな
ければならぬということになると、一
番最小限の三十人三十五人というよう
なことに、組合の運営をやっている人
が考えやしないかということなのであ
りまして、そこで、こういう規定に
なっているが、およそどのくらいの組
合についてはどのくらいというような
一つの指導当局としての腹案があるの

か、そういう点は一体どうなっている
のかということですがね。

○政府委員(大坪藤市君) ただいまの
御意見はそこにその通りだと思ひます。
私ももといたしましては目下三十人以
上ということになりますと、御承知の
ようにほうっておきますという三十
人ではないのだというように三十
人です、今後合併が相当行われる
ということになります場合に、ぜひ
その点は筋を立てておく必要がありま
すので、組合員の数に應じて一定
の基準を作りまして、どれだけの組合
員を擁している共済組合は何名以上、
それからその選挙の方法については部
落等の関係もありまして、それらの
点をよく調査いたしましてすみやかに
通達をいたしたいと、かように考えま
す。

○委員長(江田三郎君) もう一ぺん聞
きますが、どのくらいの組合について
は何名という基準を作るといふことは
よろしいが、その際一体一人の総代と
いうものはどのくらいの組合員を代表
すべきものだと基本的にお考えになつ
ておられますか。

○政府委員(大坪藤市君) これは組合
員の数にも関係してくると思ひます
が、大体五名ないし十名程度、こうい
うふうに考えておるわけではございま
す。もちろん相当大きな組合は十名を
代表する、そこまで至らない組合につ
いては五名程度を代表する、こういう
程度にいたしたいと思ひます。

○委員長(江田三郎君) それでは三十
人以上ということでは五名ないし十名
と、十名としたところでこれは三百人
ぐらゐの組合を予想せられておる、今
の町村合併で三百人ぐらゐのところ

あります。

○政府委員(大坪藤市君) 合併しまし
た町村では大体三百人以下というよう
なものはほとんどないだろうと、かよ
うに考えておられますか。

○委員長(江田三郎君) そうなるとこ
の三十人というのは、あまり低い数字
をこへ出して、しかもこれが低いとい
うことは非常にボク的に利用される
おそれのある数字になるから、ここで
三百人というような村が今後何もない
のに五人なり十人を代表する、最大限
を十人と見ても三百人という村がある
ということになると、これはおかしい
じゃないですか。

○政府委員(大坪藤市君) それは現行
法にありますが最低の基準であるわけ
であります、実際にはこれは定数で総
代の数をきめるといふことに相なつて
おるわけではございませう。これに基
きまして、先ほど申し上げ
ましたように組合員の数に應じて
基準を設けまして、各組合に通達を
いたしたいと思ひます。それに従いま
して組合が定数で総代の数をきめると、
こういうことに相なると思ひますか
ら、法律の規定自体としてはこれはこ
のままで差しつかえないじゃないか、
かように考えておられますか。

○委員長(江田三郎君) そこで問題
は、知事に勧告して、知事が合併に対
する区画をきめるといふことについて
は、農林省としてはある基準数ぐらゐ
は持たれた方がいんじやないか、大体
一万人ぐらゐのものを正当な運用ので
きる組合と見ることがいいか、あるい
はこれを生産数量で見るとかあるいは
何で見るのかというような場合で、何
か基準を定めて二応考えられて、知事

指令されることがいいのじゃないかと
思ひます、そういう基準数字を今
言つておるところから割り出して、円
滑な運営の行く理想組合員数という
ものはどの付近であるかということ
を検討せられて、ばく然としないであ
らう方がいいのじゃないかと私は思
つておる。

○政府委員(大坪藤市君) これは実は
合併後の町村を目途としてやつてみ
たい、こういうふうにお考えされて
おるが、実は共済組合の維持の問題に
なると、組合員の数ももちろん相当
関係があります、組合で農作物共済
あるいは畜産共済に入ります、片方
ありと耕地面積、こういうものの広
さの問題が組合員の数よりもよりウエ
トが大きいわけではございませう。と申
しますのは、大体われわれの目標とい
うしましては、最低少くとも掛金が二
万円程度くらいなければ組合の維持が
困難じゃないかという観点から、一
二百万円の掛金が集まるような組合の
組織は最低限度として維持してほし
いというようなことを組合には申し
ております。

○清沢俊英君 そうするとその二百万
円の維持費という、大体反別にする
とどのくらいになりますか。大体の見
当でよろしゅうございませう。もしこ
ろでよく出なければとよろしい。

○飯島連次郎君 町村合併に伴つて、
共済組合の区域が同じような合併の方
向をたどつておることは承知してあり
ますが、現在までに合併が行われた組
合は一体どのくらいあつて、そうして
その一組合あたりの平均の組合員数
というものは、合併前に比べてどうい
う傾向になつておるのですか。

○政府委員(大坪藤市君) 現在まで約
百五十ぐらゐの組合が合併いたしてお
りまして、本会計年度の終りには、大
体今一万程度あります組合の約半分
の五千組合ぐらゐが一応の合併の目途
をいたして指導いたしておられます。

○飯島連次郎君 合併による組合運営
の、つまり事務費といふ点、経営
費の状況は、合併前の組合に比べて、
単位組合当りの所要経費というものは
減つてますか、ふえてますか。そうい
う調査はできていますか。

○政府委員(大坪藤市君) 今丁度合併
の進行中であるのでありまして、組合
が百五十ぐらゐよりよく合併したとい
う程度であるわけではございませう。従
いましてそれにつきまして、具体的に調
査いたした事例はまだございませう。
これはすみやかに調査いたしたいと思
ひますが、私どももいたしましては、
合併をしますことによりまして、相
当事務費並びに人件費の節約ができ
る、こういうようなことはもちろん考
えておるわけでありませう。

○飯島連次郎君 私の知っている少数
の組合では、これは過渡期の一つの現
象かもしれないけれども、組合が合併
したことによって、思はずの経費の負
担が集中的にその組合に増加している
という例がある。それは新しい合併
による組合の運営なりあるいは合併の
仕方、これから合併しようとする所の
調査なり視察見学が非常に多いので
す。そのために視察に、これは県内は
おろかそれこそ百里を遠しとせずして
やつて来て、そうして視察に来た人た
ちのために案内の労をとり、資料をも
らいたたいといふ資料の要求がある。
そのためにはほとんど一人、二人の職員

は印刷と案内にかりつきりといった状態です。同様に連合会等もそのために現地の組合まで、どうしてもほとんど連日案内の労をとらなければならぬ。これは特殊の例ですけれども、過渡期にはそういう現象も私は決して一カ所でないかと思ふ。

それからもう一つは、たとえば一町七カ村が合併して一つの共済組合が結成される、その組合の運営については、従来固有の、町村におつた共済担当の職員は、少くとも一人程度は新しく結成された新組合の事務所に転出をする。結局あと一名固有の職員は、もとの村にはせいぜい一人程度しか残つておられない。さあ災害があつた、査定だ、評価だといふときには、やはり大きな区域で公平な査定をするためには、評価員といふのがそろつて、それこそ今まではせいぜい十数名でよかったのが、三十人も五十人もそろつて押し歩くといふことで、莫大な労力と、それからこれに伴う経費がかかつて参りますので、なかなか机の上で考えたように、合併すると直ちに人件費その他の経費が減るといふわけにはなかなか行かないと思ふ。実情は私はそうだと思う。ですから町村合併をすることによつて、国ではせいぜいこれには助成もしておるし、また事実上いろいろ経費もかかつておる。また共済組合に関しては、大体新しい行政区域に従つて組合を結成するといふ、これは法に従つてやつておるわけでありすが、そういう特殊の組合等に対しては、よく一つ事情を調査されて、そうして特別の国としてのめんどうを見られるといふ御意図はありませんか。

○政府委員(大坪隆市君) ただいま御意見の通り、合併いたしましたも、これは行く行くは人件費なり事務費なりは減る、こういうことになりすが、合併後直ちにしからば減るかといふと、今の御意見のように必ずしもそうはならぬじゃないか、従ひまして、本年度の予算におきましては、合併する、しないにかかわらず、従前の規模におきまして、大体昨年度と同様の補助金——人件費、事務費の補助金——を組んでおるのでございます。合併いたしましたならば、いわゆる昔三つの組合を一つにしたら、三つの組合の分を合せて一組合にやるといふ建前に一応なつておるわけでございます。従ひまして、急にはこれは人件費、事務費の節約はできない、こういうような建前で、私もどなたもいたしまして御意見の通りそういう前提に立つて仕事をいたしております。

○委員長(江田三郎君) ちょっと今飯島さんの質問された最初の問題ですが、これはいい組合を作るといふと、よそから次々見学に来る。これは共済の組合だけではない、農業協同組合等においても、そういうことはあるわけだ、私も先だって広島県の砂谷村の農協の、酪農を非常にうまくやっている所を視察に行きました、行つて見ると、實際飯島さんの言われるように、しよつちゅうよそから見学に来る。来ればその指導者といふものは、それを案内して歩かなければならぬ、そうするとその指導者あたりは人の案内をし、畜産局の種畜農場以上の役割をするために、仕事は何もできぬといふことになつて、で、その組合では、あまり組合長が気の毒だからといふので、皆で勤勞奉仕の制度を作つて、組合

長の家の牛の世話に、かわるがわる村から出る、こういうことでやつておつたやうですけれども、私はこういうことについては農協の組合あるいは農協その他いろいろな方面に同じような問題があるのだから、何とか一つ国で考えて行くべきじゃないか、おそろく種畜場あたりでやる以上の仕事をしていくかも知れないやうな、そういう所もあるし、共済の問題につきましてもそういうことがあるし、いろいろな問題があると思ふのですが、何とか一つの制度として考えられませんか、どうですか。

○政府委員(大坪隆市君) 確かにただいま委員長あるいは飯島先生のお話のありましたやうなことは多からうかと思ふのであります。また現在までそういうものにつきては、国として特別のものを見るという制度がないのであります。御意見もあつたので、私もどなたもいたしましてこれは検討いたしまして、必要があれば適當な措置をとりたい、かように考えております。

○飯島連次郎君 今の私が前段に申し上げた例は、私の知っているのは具体的に群馬県の沼田市なんです。これは今委員長が別な農協の例を言われたけれども、沼田の場合は特に関西、奈良あたりから見学においでになる、東北から、近畿、中国辺りから見学においでになる、どうしてそういうふうになるのか、私はいろいろ調べて見たら、村と共済ですか、雑誌に載つたのが一つのきっかけらしい、それであつた不幸が沼田の近くには名だたる温泉があるのですから、見学をしてはそのお風呂に入つて帰るといううことで特に集中するらしいのです。

ですからそれは一つの組合で、それこそ日本の半分くらいを引寄せたのは、もつていかに労力と経費が要るかといふことは、それだけでも大体御想像つくと思ふので、紙代だけでも何とかしなさいといふか、来た人がみんな聞いたり、見たりして資料をくれといふので、何か書いたものでもなければみやげにならないだらうといふのが一般の傾向らしいです。贈答版を刷つたり、紙を買つてきたり、案内をしたたり、大したものだ、しかもこれは合併の例が早かつた。こういう所は、しかし国の立場からすれば合併を促進する一つのいいケースではあると思ふので、ですから御奨励といふか奨励といふか、そういう意味で共済に限らず、協同組合なりほかでもこういう事例といふものは日本中にはそれは幾らかあるし、また今後もあり得ると思ふので、そういう所には一つ何か特別の方法でめんどうを見て考えてほしい。

○政府委員(大坪隆市君) 共済組合に對しては、すでに人件費と事務費を府県を通じて相当補助いたしております。ただいま御説明の組合は群馬県庁とよく相談いたしまして、県庁に必要な措置をとるよう指示いたしたいと、かように考えます。

○委員長(江田三郎君) 特殊な群馬県の沼田はいいけれども、一般的にそういうことに対して何か国として考えるべきじゃないかといふことも大切なことです。ただ何とか勲章をやるだけではかなわんです。ほかにございせんか……。

私一つお聞きしておきたいのです、さつきこの制度を実施するに當つて、特に家畜の方のやつをやる場合、獣医師会との協調という点について特に経済局長觸れられたのですが、何にいたしましたところで、獣医師会といふものをこれは決して軽んじてはならないので、今後の運営に當つてそれらの諸君が十分協力してくるやうな形に持つて行かなければ、事故の防止といふことは万全が期し得られないと思ふのです。そこでさつきそういう点についてはよく了解を得たと、こう言つておられましたか、ちよつとそれに関連して私お聞きしたいのは、九十八条で事故のあつたときに届け出るというのがあります、組合員から組合に對する共済事故発生等の通知の義務があるわけですが、そういうときに一体獣医師との関係はどういうふうにお考へになつてゐるのか、その点。

○説明員(橋武夫君) ただいまの九十八条の問題でございますが、これは共済事故が発生した場合には、組合員から事故発生を旨を保障者である組合に通知するのが保険の場合の一般の原則であります、これ自体としては適當な制度だと思ふのでございすが、共済事故が発生いたしますと、その病気がなり病氣になつた家畜を持つてゐる組合員から組合の方に通知される、組合が診療所を持つてゐる場合には、その診療所の方でその通知を受けて診療するといふやうなことに實際なることが多いのです。そういうことで獣医師としては、結局その通知によつて、一般の開業獣医師の方に組合員がくることを現実上ややると妨害されるやうなふうな結果として働く場合がある、その点を何とか考へてもらへない

かというよりなお話があったわけですから。この点は私もいろいろ研究いたしました結果、この通知義務というものを、そういう場合に排除するというとはなかなかおかしなところだと思いますけれども、そういう場合に、開業獣医師の方に行つて診療される組合員があつた場合には、その診療する開業獣医師の方から、その組合員にかつて組合に届け出るというような格好で、開業獣医師から届出があつた場合は、この組合員からの通知義務が果たされたものとして私どもとしては処理して行くという運用をとることによつて、その点はさつき開業獣医師側の方で御心配になつたような難点は取り除けるのではないかと考えまして、そういうような運用を指導して行くことによつて、その問題を解決して行きたいと考えます。

○委員長(江田三郎君) それは課長さん、そういう指導をして行くのは、やはりきつちりした文書が何か作るのですか、ただ口頭ではなしに、具体的にどうするのですか。

○説明員(橋本武夫君) 現在のところは口頭でしておりますが、必要とあれば通牒を出してはつきりいたします。この法律の施行のときにはいろいろな、当然農林省としてのすべての事項の徹底のための通牒が必要でございますので、そのときもあわせて、その点はつきり……。

○委員長(江田三郎君) その点は、単に口頭の指導だけでは未端では徹底を欠くと思つたのです。ぜひ文書ではつきりした措置をとつてもらいたい。

○飯島達次郎君 もう一点伺つておきたいのは、組合が合併して、組合員の

数が非常に、今度は三倍になり、場合によつては五倍なりに激増するわけですから。そうすると、過般会計検査院が共同組合を調査した結果、国会にいろいろなあまり好ましくない傾向が報告されてある、共通することは、どうも組合が窓口まで行くけれども、組合から組合員に対する事務が非常に何となく、血が通つてないやうな、中断されておるやうな事例がかなり報告されておる、つまり連合会と組合の間でかなり回りをしておるやうな格好の例が非常に多いのです。これは私はやはり共同制度に対する一つの根本の問題でもあるでしようけれども、特に組合員の数が非常に多くなつてきて、そしてこの事務を処理する事務員の能力というものが高まつてこなければ、この傾向は一そう私は激しくなるのではないかと、そういうことが懸念されるのですが、そういうことは十分経済局では御承知のことではありますから、そういうことのないやうに、少くともあつち報告されておるやうな、よろしくない事例が合併することによつてさらにふえるという点では、これはもうゆゆしい問題でありますから、これについても格段の指導をされる必要がありはしないか、この点についてはどうお考えですか。

○政府委員(大坪隆市君) 御指摘の、会計検査院その他行政管理局から御指摘のあつた点につきましては、われわれの側の當に當つておる者としては、まことに遺憾に存する次第でございます。連合会が主として農林省が監督をし、単位組合は県が第一線に立つて指導をする、こういうことになつておりますが、県といつても大抵十名

程度くらいが組合に關係しておる職員であるのでありまして、なかなか人員の増加等ができません。今日におきましては、県内に三百も四百もたくさんある組合がありまして、なかなか一々回つて行けないという事情もあるのでございます。できるだけ組合の数を少くしたい、指導するといふふうに、できるだけ組合の数を少くしたいまして、少くした組合に集中的に指導するといふことが、いろいろ問題にされておることに対しまして解決の一つの方策じゃないかという観点に立ちまして、ぜひこの際組合を合併してほしいといふことを指導しておるのでございます。また同時に、組合員の数が非常に少くあります關係上、組合を維持して行くための賦課金の徴収が非常に多額に上るといふやうな關係もございまして、そういう点から税金なりあるいは賦課金の徴収も非常に困難になつておる、こういうやうな事情もあつておる、こういうやうな事情もあつておる、相当充実した内容の職員の数、一組合当り現在二、三人程度でありますから、合併いたしますと、そこに七名なり十名なりの、職員が当然事務が取り得るというやうな事態になつて参ると思つております。それらの事情を考慮いたしまして、この際できるだけ一つ組合を合併いたしまして職員の数もふやし、かつ県庁の指導も徹底して参りたいと、かように考へておる次第でございます。

○委員長(江田三郎君) よろしいですか。ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(江田三郎君) 速記をつけ、ほかに御発言もないようですから

質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と仰る者あり

○委員長(江田三郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○清沢俊英君 本案には賛成します。ただし先ほど申し上げました通り、三十人という限定をつけた総代会に對しましては定款等を作るべきのいづれ政府から指導要綱のやうなものができると思ひますので、その際だいたひ議論になりましてそれに対して、局長が御答弁せられたことを十分とり入れた指導要綱を作つて、間違ひのないやうに御留意願いたいと思ひます。

○委員長(江田三郎君) 他に御意見もないやうでございますが、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と仰る者あり

○委員長(江田三郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。農業災害補償法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(江田三郎君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致をもちつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における口頭報告の内容、議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手續につきましては、慣例により委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と仰る者あり

○委員長(江田三郎君) 御異議ないと認め、さうして決定いたしました。次に本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

白波瀬米吉	戸叶 武
青山 正一	池田幸右衛門
大矢半次郎	重政 庸徳
開根 久蔵	田中 啓一
飯島達次郎	溝口 三郎
深沢 俊英	森崎 隆
東 隆	菊田 七平
鈴木 彌平	

○委員長(江田三郎君) 次に附帯價格安定法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

本法法律案につきましては、すでに提案理由及び法律案の内容の説明を開き、若干質疑を行なつていますが、本日は引き続き質疑を行います。

○白波瀬米吉君 私は大臣がもし見えるなら、大臣に伺いたい問題はあと同しにいたしました、局長にお伺いしますが、特別買い入れですか、中間買い入れですか、その價格は審議会にかけないのであるか、その点伺いたしたいと思います。

○政府委員(塩見友之助君) かける考え方でもつて進めております。

○白波瀬米吉君 もし審議会にかけて最高、最低價格と同時にこれを決定されるということでありまして、その價格は政府の指定する者の買い入れの價格になるのだらうと思ひますが、それはたとえば二十万円でそれがきまつた場合に、その生糸といふものはそれは二十万円で買ひますか。そうじゃないしに、それを担保にして二十万円を受

け取るのではありませんか。それはどういふことなのですか。

○政府委員(塩見友之助君) 政府が買入るのが二十万円、四ドル五十セント見当という事になりますれば、政府の「指定する者」はそれから一定の期間保管をいたしますから、その保管期間の金利、倉敷及びその手数料、そういうものを差し引いた額で売って参ります人から買入、こういうことは考えられます。

○白波瀬米吉君 その製糸家とか、とにかくその売り渡しするものはこれは必ずそこに六カ月の期間内は保管しなければ、政府は買入れないという事になるのじゃないかと思うのですが、その事になるのじゃないかと、申す買入れの価格をきめたが、その価格の意義というものはどこでも行われないうことになるとはならないか。

○政府委員(塩見友之助君) これは個々の、政府の「指定する者」に売り渡す製糸家その他は、これは買入れ戻し条件付きでもって買入れますから、それでその期間は値が出ますれば買入れして売れる、こういうことになるわけでございます。

○白波瀬米吉君 それでは何ですか、売り渡す者は政府の指定する者にその買入上げ額というものを支払うのですか。

○政府委員(塩見友之助君) 買入れの方の政府の「指定する者」といふのは、生糸の買入れの額は支払います。

○白波瀬米吉君 そのところをもうちょっとはっきりしてもらいたいのは、かりに審議会にかかつて、特別買入れの価格がかりに二十万円できま

る。そうして政府がその額で買入るのは、政府の指定する者が買入のです。そうしたらそこに売りたいと思う者が適格品を持って行けば、そのきめられた価格の代金を払うのですか。

○政府委員(塩見友之助君) 政府の「指定する者」といふのはやはり六カ月間なら六カ月の金利、倉敷だけは差し引いたものでなければ買えません。

○白波瀬米吉君 それなら買入のじやなくて、担保融資をするのとちつとも変らないじゃないですか。

○政府委員(塩見友之助君) これは前にも御説明になりましたが、アメリカの方で農産物価格等において行なっておりますCCCと同じような考へ方でございます。やはり実質的にいえば担保融資というふうな性質を持っております。

○白波瀬米吉君 それなら特別買入れ価格じやなくて、いわゆる基準価格に基く担保融資にはかならないんじやないか、もしそれを買入れ価格と言われるならば、製糸家がかりに一月月たつたときに売りたいと言つたら、そうしたら二十万円からその期間の金利を差し引いたもので買取る。あるいは三カ月たつたときなら三カ月の金利を製糸家が負担すれば、かりに二十万円とすれば二十万円から三カ月の金利を差し引いたものでそれを買取るという事になれば、買入れ価格といふ意味があるけれども、六カ月は出してはならない。そうしておいてそれに払う金はたとえて言うると、十九万円、利子を差し引いた、金利、倉敷を差し引いた価格よりやらないのだというなら買入れ価格でも何でもありません、いわ

る担保融資の基準価格に過ぎないのじやないか、それがどうして特別買入れ価格と言ひ得るのですか。

○政府委員(塩見友之助君) 六カ月間は出せないのではありません自由に出せるわけでございます。特別買入れ価格といふものは政府の価格でございますして、政府の買入れは現在の決定では十九万円になっております。それはどういふ機関を利用しようと、製糸家が何カ月持とうと十九万円ではか買えないわけですから、この期間に輸出に売るとかあるいは二十三万円に

なつたらば売るとかまあその他の条件で売り込みましたものは、これは六カ月たつた場合には二十万円です。政府が買入価格であります。

○白波瀬米吉君 そういふことを言われるのはおかしいので、いわゆる特別買入れ価格といふものを二十万円とかりにきめた。しかしその糸を売るといふものが持つて行つたときには十九万円より払わない、そうして六カ月切れてしまわなければその糸は、引き出すことはできるけれども、買つてもうことはできないというなら、二十万円を買つてもうたんだじやなくて、十九万円、利子を持つて行つて二十万円を買つてもうたのとちつとも違ひがないのです。それが特別買入れ価格と言ひ得るのですか。

○政府委員(塩見友之助君) それは政府の買入れ価格が十九万円ではなくて二十万円である、こういうことでございまして、製糸家が手放す価格が特別買入れ価格というわけではございません。

○白波瀬米吉君 それでは承ります、六カ月過ぎてそうして政府が二十万

円であつて、しかしながらそれに対して六カ月の金利、倉敷を払ふ十九万円じやないですか、手取りは。だから要するにこの問題は、いわゆる六カ月はいつても引き出し得る、しかしながら売りたいという者がこれはもういっそ政府が買取つて下さいといふのは、これはいつでもできるということなれば特別買入れの意味もあるし、また政府もそういう中間買入れの生糸を持つこともできるけれども、それを六カ月まではもうどうしても、引き出すことはできないけれども買つてはもらへぬのだというふうななら、これは標準価格に基準価格に對するいわゆる担保融資にかならないのです。買入れ価格でも何でもありません。政府は六カ月たつたものに對して二十万円払つた。金利と倉敷を持つて、政府の指定する者に払へ、そうするとこの売るといふのは十九万円より手取りがないのです。何だか私は中間特別買入れ価格なんという事のこと自体が何だかおかしいと思うのですが、それでいいのですか。

○政府委員(塩見友之助君) 政府の買入れ価格としては、やはり二十万円になりますので、現在の法律ではそういうふうな価格では政府は買えませんが、やはり特別買入れ価格になります。

○白波瀬米吉君 それはどうして六カ月たなければ政府にせよそれから中間機関にせよ買取ることはどうしてしたらいかなぬというのか、できないというのか、あるいはそういうことをやらなければ中間買入れの糸を政府の自由になるものに持たせることはそれはできないのですかどうして。それは

はどういうところに支障があつてそういうふうな方法をとられておるのか、政府が買入るときは二十万円だと言われるけれども、政府の指定する者がそれを扱ふのだから、政府が買入のではな

いと言へばそうかしらんけれども、そのところでは実に巧妙な私は考へ方だと思ふのですが、それではどうも本當のこの法案の目的を達することはできないのじやないか、そういうふうに考へるが、そういうふうには思われな

い。○政府委員(塩見友之助君) 政府が最高価格を維持するための糸はできるだけ持つていたいという事は考えられるわけでございます。まあいろいろと検討したわけではありますけれども、やはりその市場に大きな影響を与えて政府の買入れによつて損した人が起るとか、得した人が起るとか、それは、どうしても極力避けなければならぬというふうな観点に立ちますという事、やはり政府が直接市場に出動して、そうして十九万円以外の価格でもって買入ということとはなかなかできないわけ、私就任以後ずっと専門家等にもいろいろ意見も聞いてみましたが、やはりむしろ、こういうふうな意見でございました。それで昔は特別会計等がない場合に、昔三回ほど会社ができたりという仕事をやつておりますが、やはり糸価が落ちましたときに民間の会社は買ひ持ちまして、それでかかえておつた。それで余つたものを、かかえきれなくなつたものを政府で買ひ取つた、こういう形をとなつたわけでございます。今般は政府の特別会計の方は先にあるけれども、そういうふうな機関がないのですか

七

的な団体で計画的に保管をしてもらう、こういうふうな考へておりますので、大体は原則的には全国団体で組織的にやってみよう、こうお考え願へばいいと思ひます。

○池田宇右衛門君　しかし今度の法案のねらいは、養蚕家をしてもちろん繭を増産させ、生糸を大量に増産させて外国に売るといふところにあると思ふのだが、一体生糸に重点を置いたのか、養蚕家の繭に重点を置いたのか、どちらに重点を置いたのか、この点をはっきり答へていただきたいと思ひます。

○政府委員（益見友之助君）　現行法は糸だけを大体目当てにしてやっております。今度の場合には国会の御要望も繭の増産のためにも、養蚕農家の経営安定のためにも、繭価の維持ということとはぜひ必要だといふ強い御要望もございまして、繭の方は十一糸の方で最低価格でしっかり固める、こういうことを第一のねらいにいたしました。それからもう一つは糸の方でございまして、実情は製糸家の方も昔と違ひまして、自己資本が非常に不足しております。それで繭を相当大量に買いますと、これは高価のものですからそれは相当長期に銀行から融資されておりました、今スタンプ手形等で融資は特別に保護しておりますけれども、銀行の方としては、どうしても返済を迫るといふ関係からして、弱い製糸家になりますと自分の所で生糸を作つてから大体十五日くらいの手形で横浜に持つて行つて売られ、こゝういつて強制される。そうすると検査を受けましてほとんど相場を見て売るといふことができませんで、投げ売りのような

形態が相当あるわけでございます。そういうふうな形で値をくずしまして、それで買手の方からは、また値が落ちた、それによつて自分たちは損害を蒙つたと安売りでの不満が相当出るわけでございます。その他負債もありまして、製糸家から、負債が全然ない、別のそういう買入れ機関というものが持ちますれば、これは融資は半年くらい十分つけられますから、その間に製糸家としますれば適当な機を見て、自分の思うときに投げ売りしないで売れるという形になります。それくらいのこととをやりますと、今買手、売手の関係からいへば、売手の方の製糸家が海外の市場で相当豊富な資金を持つております買手の方に對しまして非常に弱い、こゝういふ形になっております。一方、独占禁止法その他共同行為等は非常に制限されておまして、できないことになっておりますので、そういう点で値をくずし、しかも文句を言われる。こゝういふ状態でありまして、そこにある程度そういうような形で間接に維持されますれば、これははね返りが当然養蚕家の方に行きまして糸価が上れば繭価の方も従つて維持される、こゝういふような形で両方にその利益が均霑する、それから繭価の維持の方はこれは養蚕家の方の多年の要望である。こゝういふ形で両方にまあ経営安定上は役立つ法案であると考えているわけでございます。

○池田宇右衛門君　今局長を責めたり、関係者を責めるのは決してないが戦時中食糧増産のために一番犠牲になつたのはおそろく産糸だと思ひますが、その生糸を通じて、その製糸家が、局長、課長も知つてゐる通り、長野県を初めこれに關係すると、これは産糸と同様になつて、その後ようやく五年の計画を立てて次第に繭増産から生糸の製造に拍車をかけてきたしかるに、今局長の御答弁を聞いてみると、独善もあつてなかなかほかでもない、こゝういふのは戦時中非常な災害を受けたものに對しましては漸次政府が補助をし、補償をしてこれが育成に努めておる、ところが、一番犠牲になつたこの製糸家に何らの手を打つていないから、だから製糸家が、こんな法案を出しても、各位の質問の通り、結局、製糸家の負担だ。一体いつの時代に……これは局長を責めるのではないが、農林省がその衝に當つて実際にこれを縮小し、また製糸家を産糸に陥れた大責任があるから、これに對しまして低利の資金を長期に融通し、そうして製糸家の安定をさせると同時にこれを通じて養蚕農民の安定をさせる。そうして養蚕は時代とともに堅実な安定した農家の産業である、いわゆる特殊産業であるといふことではなければならぬ。今までせつかく養蚕業が盛になつてしまふ、最近における製糸関係がみな、局長、課長の知つてゐる通りになつてゐる。これはよほどしつかりした政府の補償と援助と低利資金の融資がなければならぬと思ひますが、これらの問題についてはどうお考えになつておられますか。大臣を初め関係者は非常な決意をして大蔵当局に當り、その他低利の長期融資について考えられなければならないと思ひますが、こゝういふ計画を立てておられますか、この際何つておきたいと思ひます。

○政府委員（益見友之助君）　製糸方への融資につきましては、現在スタンプ手形というのがございまして、それで日銀等で引き受けられるような形で特別な融資制度がとられております。で、これに加へまして政府の指定をいたしますところの特別買入れの關係で、その会社あるいは団体等がございすれば、それに対する融資につきましては政府の方も極力あつせんする、政府でもつて最低市価で買ひ、市価がきつちりきまつておりますから担保価値としては十分なものでありまして、

○池田宇右衛門君　機械の取りのけや工場の設備にも低利で融資してありますか。

○政府委員（益見友之助君）　工場の方の設備につきましては、組合製糸につきましてはいろいろな農林漁業金融公庫のものがついておりますけれども、現在のところは開銀その他の方については十分でございまして、やや道があらつたわけではございませんけれども、まだ十分についておらない、こゝういふ形で、新しく設備その他必要なものがあつたならば、私としてはできるだけのことば努力いたしまして、ただいまお話がありました戦時中に非常に痛めつけられた養蚕、製糸、蚕糸業全体の振興にプラスにできるやうに努力いたしたいと思ひます。

○白波瀬米吉君　ちよつとお伺ひいたしますが、さいぜん清沢委員の質問に對して答へられたのに、保管中の金利、倉敷はいわゆる指定する会社が持つのだといふふうに言われたが、そうじゃないのでしう。

○政府委員（益見友之助君）　それはやはりそうでございまして、その保管する会社が、買ひ入れました会社の所有

物でございましてからだから、その間はその繭糸を担保として銀行からその会社が借りますれば、その金利は会社が払うこゝういふことになりまして、

○白波瀬米吉君　それだと製糸家が今度生糸を引き出すときに、金利、倉敷を持つて行かなくてもいいのですか。

○政府委員（益見友之助君）　その保管する会社がございすれば、その会社が売り戻す場合には、買ひました値段にそれから出す間までの期間の金利と倉敷を加算したものでそれで製糸家に回す、こゝういふことになるわけでありまして、

○白波瀬米吉君　それじゃ会社が持つてのじゃなくて、いわゆる生糸を売り渡した方が金利、倉敷を持つてということじゃないのですか。

○政府委員（益見友之助君）　買ひ戻したときには実質的にはそうなります。○白波瀬米吉君　持つてのじゃなくて立てかえるといふことにほかならないと私は思ふのですが、まあそれはどういうことなのか。

○政府委員（益見友之助君）　買ひ戻した場合には、実質的に立てかえたといふふうな形になるかと思ひます。基準を十九万なら十九万に置きますれば、

○白波瀬米吉君　その次にお尋ねいたしますが、乾繭保管をする買入れ価格といふのは、やはり審議会にかけますか。

○政府委員（益見友之助君）　先ほど申し上げましたように、最低繭価はこの第十一條第一項の「農林大臣の定める額」といふふうなことになるやうにして、これは審議会にかけます。

○政府委員（塩見友之助君） 蔵の生産費を基準にいたしますが、生糸の最低価格はもちろん参酌するわけでござい

段を定めるといふ御説明になつてゐる、ところが十一條の第一項には、「政令で定めるところによりその生産費の

いうものの生産費というものは全然見ておらない、計算の仕方が。こう白疲瀬さんは言われておるのだ。ところが

めておる。しかるに最近の事情から言
えば、アメリカの買う生糸によつてす
べての生糸の価格を最低と最高をきめ

うの方の都合も考慮いたさなければならぬといふので、その間買手の方とそれから農民の方の要求といふもの

は、どこか最高最低の幅の中で妥協してきまして行かなければならないと、こういう形にありまして、現在の繭糸価格安定法の基本の建前というものは、やはり踏襲せざるを得ない。で御趣旨はよくわかります。われわれとしてもできるだけ農民の要望に従って進めて参る必要はあらうと、こう考えておるわけでございまして、それで大体繭糸を決定します場合に、落ちて八五%以下に割らないというところに大体とめてある。まあそういうところでございまして、それを一〇〇%まで持っていくというところは、農民のことを考えられておられる方は、皆さん考えられると思ひますが、現在の経済事情の力ではそこまで参り得ない、こういう形になっております。

○池田 宇南門君 そういう腰の弱いことだからいけない。アメリカに対して生糸に対する宣伝、及びそれぞれ、近ごろはよく日本の生糸を消費する方々に対する懇談の機会も持たれて、そこでアメリカは、決して安いものじゃなくて、ある程度の一定する価格がほしい、今日の最低価格などよりも、もっと天然生糸のよさをよく知っている、だから腰を据えて、向うにはけるような機開を設けた以上は、その機開を通じて生糸のよさと価格の安定策の上から養蚕家も製糸家も採算がとれるような方法をしなかつたならば、結局だんだん生産がさびれてしまつて、漸落の一途をたどるまあ政府としてもアメリカのきげんをとるよりも、アメリカへ行つて、宣伝して、よりよく価格を安定させ、向上させるということに努めるといふのが……われわれがこの前の農林委員会におきまして

アメリカに宣伝機開の設置をし、国費をさいてそして今日やつておる。大いに宣伝にはもっと予算を増額してもちつとも惜しくないから、これをもちつと向上する、安定価格でそしてたくさんアメリカを初め諸外国に消費させる方途を開く考えがあるかどうか。

○政府委員(塩見友之助君) できるだけそういうふうな宣伝をやりますて需要の喚起にも努めまして、それでその実力をもつて農民の希望されるようなところまで上つて安定するというところは望ましいわけでございますが、やはりこれは全体の経済事情等がございまして、急激に効果のある手、すぐにこのきめ手でそういうものを実行できると、そういう具体案は現在持っておりませんが、できるだけ農民の希望する価格を実現するということにはわれわれの方としては努力したい、宣伝その他についてもできるだけやりたい、海外の購買力が非常に出て、市場も広がつて量もふえますれば、これはほかの今やつておらないような農民も養蚕をやれるというふうなことになる、またそれによつて価格の方も安定をし、上がるということは一層期待されることですから、これは現在すぐその具体的な手を十分用意はしておらないのであります。

○関根 久蔵君 ただいま池田さんからお話があったのでありますが、今度の改正によりまして、従前は御承知の通り生糸のみの価格を安定審議会へ諮問した、今度は繭糸の価格も審議会において決定されることになるのであります。そこで従前の審議会におきましては、国会議員は全部オミットしておつた、これはまあどういふ関係で

あつたかと私も第一回の審議会の委員でありましたけれども、国会議員は入つておらなかった。この際政府は安定審議会に国会議員も入れる意思があるかどうか。そういう用意があるかどうかお尋ねしたい。

○政府委員(塩見友之助君) これは現在法律の第十六条で「審議会は、農林大臣及び委員二十人以上をもつて組織する。」となつております。「委員は、養蚕業者、製糸業者その他養蚕業に關し学識経験のある者のうちから農林大臣が任命する。」となつておりまして、第一回にまあ養蚕、製糸の方を中心にして、その他、学識経験者を含めまして二十人がきまつて、その後、まあ数年間の間に一、二の変更はありましたが、大体ずっとそのまゝの人員でございまして、今のお尋ねの国会議員をそれに入れるか入れないかという問題につきましては、これはちよつと私限りでは重要過ぎまして、御返答がちよつと……大臣とも相談をしてからでないとお答えがしにくい状態でありまして。

○関根 久蔵君 政府に設置されております各種の審議会にはほとんど漏れなく国会議員は参加しておるようでありまして、今回のような養蚕業にとりましても製糸にとりましても内外の養蚕業の上からしましても、非常に重大な問題なのであります。私は国会議員を参加させてしかるべきだと思ひます。大臣がお見えになりましたら、御質問申し上げたいと思ひます。

ういふものを指定するお考えなのでありますか。

○政府委員(塩見友之助君) 大体この会社としましては、先ほどもちよつと申し上げましたが、政府の指定いたしましたところの輸出適格生糸を買い入れる、輸出適格生糸以外のものは買い入れない。その買い入れ方としましては、買い戻し条件をつけまして、六ヵ月間の。それで製糸会社から買い入れる、こういうふうな形で、それでその買い入れた糸は二十三四円という最高価格になりましたら、これは大体買い戻して、その最高価格で売らせ

るか、あるいは自分が直接二十三四円の最高価格で売ると、こういうふうな形でもって最高価格を政府は支持しようとしておるのでありますが、政府に売り渡さないものでもそれに協力すると、こういうふうな条件でござい

ます。それからなお政府の方といたしましては、衆議院の方でも強くこれは準国策会社的なものになるから、十分監督せよというふうなお話でございまして、大臣といたしましては、役員の選任であるとか、利益金の処分であるとか、まあ定款の変更等につきましまして、農林大臣の承認を得させるようなものを、自分でもって定款で縛つたものを、政府でもって指定する、こういう形で監督を十分やりたいというふうなことを申し上げておりますが、まあ大体そういうふうなことであります。それからもう一つは、その指定をいたしました際には、会社が売り主から徴収いたしますところの手数料とか売り戻しの際の加算するところの金利、保管料というふうなものにつきましては、農

林大臣の承認を受ける、このくらいの条件をつけまして、政府の方としては指定をいたしたいと考えております。

○関根 久蔵君 そうすると、その農林大臣の指定するところの輸出会社は、業務及び役員その他一切が農林大臣の監督下に属するような会社を作つてそれを指定しよう、そういうお考えなんですか。

○政府委員(塩見友之助君) 会社ができません場合には、そうなります。

この法律上は、一応業種保管の場合です、ね、農産物価格安定法のあれと同様でございまして、一つのものに法律上は限つておりません。あるいは会社でなくて、たとえば糸連と申しますような、現在ある組合製糸の方の連合会というふうなものが、必要があつてそれでやりたいということになれば、やはりそういうふうな団体も出てくるかもわかりませんけれども……。

○関根 久蔵君 そういう団体は、農林大臣が直接役員を選任についても現行法では許可の必要もないし、業務についても直接の監督権はないのですから、そういう場合にはどうするのですか。

○政府委員(塩見友之助君) 農林大臣としましては、会社を指定する場合です、ね、会社に対しては、新しくできるようなそういうものに對しては、それだけの条件を付する、こういうことにしております。

○関根 久蔵君 そうしますと、そういうものは大体その買い入れ数量や時期や、場合によつて複数のものを指定する、こういうふうなお考えなんですか。

○政府委員(塩見友之助君) そのことと

ころは、法律が通過いたしませんと、民間の意向等もやはり聞かなければならぬ。きまつておりませんが、現在までのところは、機械製糸の方と玉糸の方と今度加わりますが、両方ともやはり経費の点や……まあ経費がそうかかってもコストにそれだけ響いてくるわけでございますので、両方とも大体一本の会社で行きたいというふうなことを申し出ております。し、私の方、それなら一本で行くように下相談をしておいてくれ、私の方としては、それですとすれば、一つの方がコストもかきませんし、能率もいゝと、このようにいふに考へておるわけでございますが、これは法律が通りましたら、十分民間の意見も聞きまして上で、そういう点に対しては協議をして進めて参りたいと、こう考へております。

○関根久蔵君 どちらにしても法律は通るのですから、その際においてあらゆるものがうまくまとまつてできるような一つ会社を作つてもらつて、監督をいたしてもうように希望いたしておきます。

それからもう一つ。農業協同組合が繭の下落を防止するために農林大臣のなによつて保管をする、乾燥する、こういうことになるのであります。御承知の通り、全国的にも乾繭組合とか乾繭機は相当数あるにはありますけれども、ほとんどそれが現在の役に立たないものが多いと思ふのです。そこで非常な大規模にこれをやるというふうな場合を考へて見ますという、農業協同組合にはもちろん乾繭機はないのであります。そこでまあ製糸の乾繭機なりあるいは倉庫なり借り

るといふことになると思ふのであります。しかしそこはお互に商人同士でありますから相対しておる商売でありまして、それは表面的の摩擦はないでありまして、内容においては経済問題として農業者の方が一歩低い地位に立つと思ふのです。そういう際における乾燥の設備、その事業についてはどうなるか、その事業について政府は援助し、指導するお考えでありますか。

○政府委員(堀見友之助君) この法律案が提案されてから、養蚕団体の方でもやはり乾繭施設の不十分な点を考へまして、そこでやはり乾繭共同保管をやるときには、しっかりと乾繭施設でないといふふうな意味で、製糸の方の団体の方に申し入れをやりまして、製糸の方の団体もそれに協力するといふことになっております。これは乾繭はやつぱり技術的に非常にむづかしい問題等ございまして、政府の方といたしましては、法律案が通りますれば、これまた乾繭共同保管をやつた金の農林中金あるいは信連がつけなければなりません。その信連の方としても乾繭が担保としての相当の比重を持つてございまして、この間の予算でも通していただいたところの養蚕の信用保証基金等もプラスする役割は果します。十分でございせんので、そういう意味でも金銀関係の方と農業団体の方と政府の方と十分乾繭施設に対しては調査をいたしました上で、この地帯ではこの会社、あるいはこの組合のこの施設がよろうといふふうなものをやはり嚴重に調査した上で指定をするような形が最も農民のためにはいいのではないかと、こう考へております。

○池田宇右衛門君 たいだいま閣下委員の御質疑があつたが、これは今局長に直せと言つてもしょうがないけれども、どうも農林省では、米価審議会委員には国会議員が出ておるのに、このした糸価に関する委員は出さない。人事だからいふこともあつた、ふけつてもあるし、多くは言はないが、今度できる会社だけは確かに私は相当の人材を入れて、長い経験者もいければ、もう時期おくれの人ばかり並べるといふこともまた考へるのです。人選にその人を誤れば、せっかくの会社も用をなさなくなる。これは大所高所から見て、偏しないよう十分人材を得て、斯業の進展に寄与するといふ注意を持ってもらいたい。これに対する相当なる準備や決意があるかどうか、この一点。

次に、農業協同組合連合会が取り扱うと言ふが、養蚕組合においてもやはり連合組合がある、これに對しては、乾繭におけるとこの倉庫の設備がないといふようなことの御説明も承つておりますが、しかし、もし農業協同組合なりあるいは養蚕協同組合なり適当な組合が保証して乾繭倉庫を利用し、これを保管させる。また主体から申せば、養蚕業を盛んにして良繭を得て製糸に送るといふのが筋道なんです。もし今この筋道を誤るような

ことになれば、將來また問題を起すことがないといふ保証はできないと思ふ。そういう場合の災いのないようにこの点はつきりいたして、養蚕業に對してはすでに局長、課長が知つておる通り、五カ年の計画もできて、最近はその計画は順次向上進展はしておるだらうと思ふけれども、この問題と連係するときに、よりよき効果を上げて行くのだから、これらのことにつきまして今のうちからはつきり指導方面でもつてその指導を通じて取り扱う。やもすると、養蚕技術員の指導費も減額されるような今日で、助力によつて復活したといふような筋道から見て、將來のことを考へて大いに危惧の念を抱くものであるが、これに對する所見はどうか。

○政府委員(堀見友之助君) この保管会社に對しては、先ほども申し上げましたように、大臣は相當な決意で臨んでおります。御趣旨は十分に伝へて……

不測の損失を負わぬように政府としてはできるだけの協力はして参りたいと、かように考へております。

○委員(江田三郎君) ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員(江田三郎君) 速記をつけ。

○清沢俊英君 實はこれを審議する上に、先ほど局長にちよつと懇談してみたのだが、政令がまだ案で確定的でないから出せないといふ言われるけれども、大体の案でもいい、詳しくなくても審議するのに非常に困難していますからそれでもいいから、月曜には一つちよつとだいたいと思ふのですが、未確定は未確定として、これは一つ委員会として、要求して、いただきます。

○委員(江田三郎君) たいだいま清沢委員の御要求の政令案につきましては、案の骨子になるようなものでもできますれば次の委員会に御提出を願ひます。

本法律案につきまして、次回の委員会において残余の審議を終り、直ちに討論採決を行いたいと思ひますが、あらかじめ御了承をいただきたく思ひます。異議ございせんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○委員長(江田三郎君) では、そういう工合にいたします。

本日はこれで散會いたします。

午後四時三十二分散會

七月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農林水産業施設災害復旧事業費

国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆）

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号から第四号までの中「十分の九」の下に「（当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については、十分の十）」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十年一月一日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。